

予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和4年10月11日（火曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時35分
再 開	午前10時39分
休 憩	午前11時20分
再 開	午前11時23分
休 憩	午前11時36分
再 開	午後 1時08分
閉 会	午後 1時43分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	泉 英 之
分科会副会長	澤 田 和 秀
委 員	飯 山 勝 彦
//	舎 川 智 也
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	橋 本 雅 雄
//	横 野 昭
//	佐 藤 則 寿

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	杉谷 要
理事（環境センター所長）	茶木 聖一
参事（ごみ減量推進担当）	石黒 健一
参事（環境保全課長）	耕作 優
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境センター業務課長	飯田 哲
環境政策課主幹（調整担当）	高道 伸治
環境政策課長代理	能勢 祐介

【商工労働部】

部長	関野 孝俊
部次長	藤沢 晃
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	長 康博
商業労政課長	谷澤 隆
工業政策課長	長森 貴弘
薬業物産課長	大釜 嘉徳
観光政策課長	柏木 克仁
公営競技事務所長	山崎 正
職業訓練センター所長	松本 晃司
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商業労政課主幹（調整担当）	鈴木 健二

【農業委員会事務局】

事務局長	高嶋 善秀
事務局次長	梨木 孝人

【農林水産部】

部長	金山 靖
理事（農林水産業振興担当）	本林 成元
部次長	高柳 誠
部次長（技術担当）	前田 剛
農林事務所長	梅田 一好
参事（天湖森再整備担当）	谷崎 友紀
農政企画課長	三邊 泰弘
森林政策課長	金井 誠
農村整備課長	金田 英靖
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	奥田 孝治
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹	大門 高史
農業水産課主幹	立野 真佐美
地方卸売市場主幹	中田 幸宏

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	坂口 輝之
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。

 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、舎川委員、高田委員を指名いたします。

 当分科会に送付されました各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります分科会審査順序のとおり行う予定であります。

 なお、委員各位に申し上げますが、質疑については、令和3年度決算に係りのものをお願いいたします。

 また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますよう、お願いいたします。

 なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言の際は、はっきりと大きな声でお願いいたします。

 これより、環境部所管分の決算審査を行います。

 認定第1号 令和3年度富山市一般会計歳入歳出決算中、環境部所管分

 を議題といたします。

 これより、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境部理事 〔主要施策成果報告書及び委員会資料により
(環境センター所長) 説明〕

分科会長 それでは、これより質疑に入ります。
 主要施策成果報告書と委員会資料のどちらか
 らでも結構です。質疑はありませんか。

大島委員 主要施策成果報告書44ページの(3)最終
 処分場維持管理について伺います。
 委員会資料1ページ、2ページによると、最
 終処分場維持管理費業務委託料で不用額が出
 ておりますが、この業務委託の契約の方法は
 例えば1年契約なのか、それとも処分量によ
 るのかを教えてください。

環境センター次長 こちらは、施設の維持管理等に係る委託料と
(管理課長) なっておりまして、処分量によるものではな
 く、年間を通した作業に対する委託料となっ
 ております。

大島委員 契約は毎年締結するのでしょうか。

環境センター次長 毎年締結しています。
(管理課長)

大島委員 令和3年度末の残量を教えてください。

環境センター次長
(管理課長) 埋立ての容量の残ということでお伝えさせていただきますと、55万5,000立米に対して、埋立ては令和3年度末で47万714立米ということで、残量は8万4,286立米、約15%となっています。

大島委員 最大で55万5,000立米というお話ですが、もっとたくさん容量があったのではないかと思うのです。以前は70万立米ほどだったと思うのですが、55万5,000立米ですと昔から変わりありませんか。

環境センター次長
(管理課長) 山本最終処分場については、当初から変わりありません。

大島委員 続きまして、主要施策成果報告書44ページ(6)の環境保全監視体制について、工場・事業場の立入調査を実施されておりますが、何回ほど実施されたのか、事前に調査の日を報告するのか抜き打ちなのか、また問題はなかったのかを教えてください。

環境保全課長 実態調査につきましては定点観測などが主なものでありまして、協定工場であれば3社、

また水質汚濁については幾つかの地点の監視をしております。協定工場やその他の工場に立ち入る場合につきましては、今のところ、抜き打ちでの調査は原則行っておりません。

大島委員 立入調査を実施したのかどうかを教えてください。

環境保全課長 例えば、硫黄分調査などの協定工場3社や、大気汚染物質の工場・事業場23社などに立入調査を行っております。また、ダイオキシン類の工場など2社にも立入調査を実施しております。

大島委員 ジェネリック医薬品の製造業者でも抜き打ち調査で初めて違反が分かったように、立入調査もたまには抜き打ちで実施されるなど厳格なものにされたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

環境保全課長 定点観測などで異常値が出るようであれば検討したいと思いますが、今のところ特段の異常がないので、現時点では考えておりません。あとは、例えばどちらかから通報が入るなどといったことがあれば検討したいと思います。あと、立入調査の具体的な実施件数を申し上

げます。まず、大気は82件、水質に関しては192件、騒音につきましては28件、振動につきましては23件、悪臭につきましては14件、ダイオキシンにつきましては12件、土壌につきましては356件です。そのうち、実際の指導件数につきましては、大気につきましては1件、水質につきましては2件、合計3件となっております。

佐藤委員 今の件に関連して、多様化する各種公害苦情に対しても指導を行ったとありますが、具体的にはどういったものがあるのか。今ほど報告があった程度のことは予測されるのですけれども、そういう意味で答えられますでしょうか。

環境保全課長 法令上の苦情と、法令で規制はできないけれども発生する苦情ということで、まず苦情の種類自体が多様化していると思っております。基準値がこうだからと言っても、市民の方になかなか御納得いただけないケースも出てきております。そういった意味で、苦情の種類自体がすごく複雑化してきているという認識でおります。

佐藤委員 多分、市民生活上のいろいろな—こういう時

代の反映なのかなと思いました。現実、そういう対応をされていて苦労されているのだと感じました。

大島委員 牛岳温泉の植物工場は温泉熱を利用して稼働させるということで、6次産業化の目玉の事業だったと思うのです。竣工からかなり年月がたっているのですが、その温泉熱を利用した効果が今どのくらいあるのかということは分かっておられるのでしょうか。

環境政策課長代理 当初、温泉熱を活用するということで事業を実施しており、一応冬場の空調に温泉熱を利用しておりますが、どれくらいの効果が出ているのかについては把握しておりません。

大島委員 その温泉熱を利用する空調設備に対してどのくらいの費用がかかっているのかは分かっているのでしょうか。

環境政策課長代理 今現在の数字としては資料を持っておりません。ただ、温泉熱を利用して空調を入れているのですが、やはり結構不具合が生じておりまして、維持管理費や修繕費にお金がかかっております。

大島委員 逆に、もうそれに頼ることはなく、もっと安い太陽光など別の自然エネルギーを利用したり、本当に安い電気を使ったりするなど、そろそろ方向転換する時期に来ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

環境政策課長代理 今、太陽光発電のほうは実施しているのですが、委員のおっしゃるとおり、その他の再生可能エネルギーの導入の可能性についても今後検討してまいりたいと考えております。

高田委員 主要施策成果報告書175ページのチームとやまし推進事業について、この事業の目的というか意義は、温暖化防止のための推進事業ということですがけれども、決算額が年々減少してきています。

「チームとやまし」メンバー数は、令和3年度目標数値2万6,000人に対して実績数値2万6,566人ということで、目標が達成されるくらいの数値にまで伸びてきているということですがけれども、温暖化防止の効果として、実際にこのように変わったのだということを知る取組は何かされているのかどうかお聞かせください。

環境政策課長代理 決算額につきましては、新型コロナウイルス

感染症の関係で大規模イベントができなかったということもあり、令和元年度から徐々に減少しております。

あと、「チームとやまし」のメンバー数につきましては、令和3年度目標数値が2万6,000人となっておりますが、第2次富山市総合計画後期基本計画におきまして、令和8年度を目標に2万8,500人と上方修正をさせていただきました。

また、成果といたしましては、「チームとやまし」の会員の方には環境家計簿というものも入力いただいているのですが、これは、電気やガスの使用量を入力するとCO₂の削減量が算出されるというシステムになっておりまして、これまでのCO₂削減量といたしましては2万9,081トン、こちらを杉の木に換算すると207万7,214本分ということで、ある程度、一定の成果は出ているものと考えております。

高田委員

すごくいいことだと思っています。

緑のカーテンは、にながわ保育園と呉羽保育所に設置したということですが、これは予算的に2つの保育所でしかできないのか、手を挙げて協力しましょうという保育所が2か所しかないのか、その辺はどのようになっ

ていますか。

環境政策課長代理 予算が2か所分しかないからということもあるのですが、毎年2か所ずつ行っておりまして、もう10年近く継続して実施しております。

高田委員 毎年2か所ずつ新規で増やしていっているという考え方で正しいですか。

環境政策課長代理 そのとおりです。

佐藤委員 主要施策成果報告書45ページの(14)国際展開事業についてですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンラインを活用して支援を行ったというような報告でした。予算的にも、旅費等が大分浮いていると思います。

まず、その成果としての影響はあったのでしょうか。

環境政策課長代理 成果としての影響というのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海外渡航ができないことにより、成果はどうなっているのかということによろしいですか。

（「そうです」と発言する者あり）

環境政策課長代理 一応オンラインでは、現地政府などとやり取りはできております。ただ、現地に行って顔を突き合わせて進めないといけないことも多々ありますので、やはり限界はあります。最低限のオンラインでの打合せしかできないということで、多少の影響というか、成果はなかなか出にくくなっているのかなと考えております。

佐藤委員 もう長らく富山市として一もちろん環境省の都市間連携調査事業でもございますが、やはり富山市として果たすべき役割等も考慮して、もちろん面会をしながらということもやっぱり大事だと思いますけれども、大きく変容している世の中の時勢もありますので、今後さらにそういったことも検証しながら実行していただければと思います。
部長から何か答弁はありますか。

環境部長 国際展開事業につきましては、今、環境政策課長代理も言ったように、なかなか渡航できていないことが非常にネックとなっております、やっぱりどうしても顔を突き合わせて話をしないと物事が進んでいかないと。オン

ラインである程度は話をしているのですけれども、決定事項にまではいかないというところでちょっと立ち止まっています。

何年か前はしょっちゅう海外に行っていたのですけれども、今後につきましては、オンラインなども駆使しながら効率のいい方法にシフトして続けていきたいと思っております。

澤田委員 地球温暖化対策推進事業費についてですが、アヴィレの導入効果について、CO₂の削減や渋滞緩和、回遊性の向上が図られると言っておられました。その辺の実績等は把握しておられますか。

環境政策課長代理 アヴィレに乗ったことによってCO₂がどれだけ減ったのかということは算出しておりません。算出はできないというのが正直なところですよ。

澤田委員 地球温暖化対策推進事業費ということですが、アヴィレが温暖化対策にどの程度寄与しているのかという部分が非常に分かりづらいと思うのです。本筋とは大分乖離しているような気がしてならないのですが、その辺は当局としてどのような見解でしょうか。

環境政策課長代理 アヴィレを導入した目的につきましては、これまでも本会議で繰り返し答弁してきましたように、公共交通を補完する新たな2次交通のほか、中心市街地の活性化やシビックプライドの醸成、過度に車に頼らない、歩いて暮らすライフスタイルへの転換による環境負荷の軽減や健康増進への波及効果など、多面性を有するものと考えております。

 このため、導入時の環境整備に当たりましては、当時、部局横断的に取り組み、費用につきましては、環境モデル都市を対象とする環境省の手厚い補助金を活用しましたことから、最終的に環境部が所管することになり、本課としての事業体系に位置づけた経緯がございます。

澤田委員 趣旨は大体分かりましたけれども、やはりちょっと乖離しているような感じがしますので、今後、事業目的や事業概要、所管部局を含めて、抜本的な見直しをお願いしたいと思います。

分科会長 要望でいいですか。

澤田委員 はい。

 次に、環境未来都市推進事業ですが、えごま

6次産業化推進事業について、計画と成果を教えてください。

環境政策課長代理

本市では、平成26年3月に環境未来都市計画のリーディングプロジェクトの1つに、新たな産業振興の取組といたしまして、エゴマの6次産業化を位置づけたものであります。その成果といたしましては、高齢化や過疎化が進む中山間地域におきまして、健康作物であるエゴマの特産品化を図るために、太陽光や温泉熱などを活用した植物栽培工場を建設しましたことや、耕作放棄地を活用した大規模な露地栽培を展開したことがございます。また、エゴマの消費増大に取り組むため、富山市えごま6次産業化推進グループを組織し、商品の研究開発や流通及び普及の促進を図っているところでございます。その結果といたしまして、富山産エゴマの生産量は年々増えており、市内事業者からは、本格的に販売を開始した平成28年度と比較して、令和元年度には3倍以上の売上げがあったと伺っております。加えて、エゴマの6次産業化の推進によりエゴマの栽培面積が拡大しており、令和3年度の本市のエゴマの作付面積につきましては約20.8ヘクタールと、平成25年度の約3

ヘクタールから6倍以上に増えております。このように、山田地域以外でも、大沢野地域や大山地域等においてエゴマ栽培の取組が定着しつつあることなどから、中山間地域の活性化にも一定の効果があったものと認識しているところでございます。

澤田委員 需要と供給の関係はどのような形になっていきますか。

環境政策課長代理 需要と供給の関係につきましては、一概には申し上げられないのですが、昨年度、富山えごま認定商品を販売する約30社に対し、売上げの増減についてアンケート調査を実施いたしました。その回答によりますと、令和元年度は、増加が6社、変化なしが6社、減少が6社、令和2年度は、増加が5社、変化なしが3社、減少が5社となっております。

澤田委員 今、一通りの説明をお聞きして、環境未来都市と富山えごまの関係性がちょっと結びつかないと思うのです。先ほど太陽光や温泉熱などと言われましたが、太陽光と温泉熱を利用した6次産業の売上げがどの程度あって、全体のどういう位置関係にあるのかということがちょっと分かりづらいです。この先もこの

まま環境部で取り組むべき事業だと考えておられるのかどうか、見解をお聞かせください。

環境政策課長代理

環境未来都市の選定に当たる事務を環境部が所管していましたことから、そのリーディングプロジェクトであるエゴマの6次産業化の推進に当たりまして本課が主務を担ってきたものであり、当然、事業内容から農林水産部や商工労働部などとの部局横断的な連携は不可欠なものと感じております。

こうしたことから、農林水産部におきましては、エゴマの生産量を拡大するため、大沢野地域の塩地区における露地栽培に取り組まれ、商工労働部とは物産の富山ブランドを推進する富山市物産振興会とのノウハウ等の情報共有を図ってきたほか、エゴマを使用した献立を学校等の給食にも供給するなど、今後とも本市一丸となってエゴマの6次産業化を推進してまいりたいと考えております。

澤田委員

これは要望になると思いますけれども、この事業を継続するのであれば、このまま環境施策として続けていくのが妥当なのかどうかも含めて抜本的な見直しが必要なのではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

分科会長 要望でいいですね。

澤田委員 はい。

分科会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、認定第1号中環境部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、環境部所管分の決算審査を終了いたします。

午前10時35分 休憩

~~~~~

午前10時39分 再開

分科会長 ただいまから、経済環境分科会を再開いたします。

これより、商工労働部所管分の決算審査を行います。

認定第1号 令和3年度富山市一般会計歳入歳出決算中、商工労働部所管分、

認定第9号 令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算、

認定第10号 令和3年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計歳入歳出決算、

認定第11号 令和3年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計歳入歳出決算、

認定第12号 令和3年度富山市競輪事業特別会計歳入歳出決算、

以上5件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔主要施策成果報告書及び委員会資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
先ほどと同じように、主要施策成果報告書並びに委員会資料、どちらからでも結構です。  
質疑はありませんか。

大島委員 新型コロナウイルス感染症特別枠のゼロゼロ

融資など、市融資制度の融資残高がたくさんあるのですけれども、会社の倒産や事業廃止などにより令和4年3月末の決算までに返せないことが確定したものがあったのかどうか分かりますでしょうか。

商業労政課長 今、据置期間等がございますので、現時点で返せなくなったという相談等は聞いていないところです。

大島委員 据置期間とは返済の先延ばしということなのですが、もう既に事業破綻してしまっているものがあったのかどうかをお聞きしております。

商業労政課長 令和3年度中に事業破綻したものとということでよろしいですか。

大島委員 そうです。決算ですから、令和3年度末の数字が分かればお聞きしたいということです。

商業労政課長 細かな数字については今、手元に資料がございませんので、確認してお伝えするという形でよろしいでしょうか。

大島委員 ゼロではないということでしょうか。あるの

かないのかも分かりませんか。

商業労政課長 その点も確認してから回答させてください。

分科会長 後でまた資料の提出をお願いいたします。

佐藤委員 主要施策成果報告書180ページの勤労者雇用対策費ですけれども、執行率は88.8%となっています。

まずは1の障害者雇用奨励金ですが、目標に対して非常に一事業所数もあまり変化がないし、対象人数もむしろ減っているのですけれども、具体の数字があまり上がっていないものですから、この辺の成果というか評価をまずお聞かせいただきたいと思います。

商業労政課長 障害者雇用奨励金につきましては、国の給付金の支給満了後も引き続き雇用している事業主への補助ということになりますので、当初の予算で計画していた件数に対して支給したという形になります。

件数が少ないということにつきましては、障害者の雇用が進んでいないという状況も見受けられると思われしますので、こういった国や市の助成金制度の利用について周知・啓発していく必要があると考えております。

佐藤委員 要するに、主要施策成果報告書46ページの(1)ア(ア)に雇用奨励金を交付したという表現もあるのですが、決算審査ですのでもちろん今後もしっかりと進めていただきたい事業なのですけれども、そういう意味で、目標値等を掲げたことに対する評価や成果の報告がもう少しあってもいいのかなと思って伺ったのです。どうでしょうか。

商工労働部次長 商業労政課長からも説明があったとおり、この奨励金については、国の給付金支給後も引き続き雇用することが要件ということで、長い間勤めていただきたいたいという思いの奨励金です。それが今、コロナ禍の影響で、障害のない方についても採用がちょっと落ち込んでいたと。今後は上がる見込みなのですけれども、そういう実績に基づいて、令和3年度は継続雇用の人数は少なかったということだと思っております。

ただ、障害者雇用率につままして、今、引上げられまして、民間企業では罰則もございます。そういったことも加えながら、障害者雇用の推進について引き続き周知・啓発し、また市の奨励金は今後も継続していきますので、それも使いながら障害者雇用率の促進に努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員           もう1つ、関連して、若者の就業支援事業についても当然継続してもらわなければいけないのですが、この事業の評価と今後について一令和3年度の総括も、ただやりましたとしか書いていないものですから一どうでしょうか。

商業労政課長       若年者の就職支援につきましては、Uターン就職者の実績等は横ばいで推移しておりますが、やはりどうしても女性が県外に出て戻ってこられないという意見などもよく耳にしている状況であります。やはりそういった就職、企業と結びつくような形での支援について、いろいろ考えて進めていく必要があると考えております。

佐藤委員           具体的な照準を絞った課題もしっかりと見極めて行うという姿がよく分かりましたので、また今後ともよろしく願います。

舎川委員           貸付事業について、先ほど大島委員からも質疑がありましたけれども、改めて質問させてください。  
令和2年度は新型コロナウイルス感染症特別枠としての緊急経営基盤安定資金の貸付けがかなり多かったということで、今、資金のほ



うは結構だぶついてきているのかなと思います。そちらについては、継続でいいと思うのですけれども、主要施策成果報告書207ページを見ると、令和3年度は設備投資支援資金の貸付けが非常に増えているのです。その中で、企業立地促進事業資金や高度化事業資金—これらも設備系の融資制度ですけれども—これらは利用実績がない状態が3年間続いていると。本来、設備投資がどんどん積極的になっている状況を捉えると、高度化事業資金などの要件を少し見直して、もっと使いやすくしてあげたほうが富山市の事業者にとっても非常にいいのではないかと思います。その辺については何か考えておられますか。

商業労政課長 設備投資資金の融資制度については、やはり景気のパロメーターといいますか、こういった設備投資が進むことによって経済のほうも改善されていくという1つの目安として認識しているところであります。

一方で、融資制度については、ある程度様々な支援のメニューがございますので、さらにメニューを増やすことについては現時点では想定していないのですけれども、委員のおっしゃるとおり、今現在、利用実績のないものがもっと使いやすいものになるのかどうかと

ということにつきましては、関係する金融機関や商工会議所、商工会等の意見を聞きながら、活用していただける制度になるように努めてまいりたいと思います。

舎川委員

ありがとうございます。

高度化事業資金については国の補助なども入れられたりするのですが、高度化事業資金を中小零細企業が使えなかったということもお聞きするものですから、そういった資金について、市が使いやすい制度を設けることで、富山市の企業のさらなる優位性につながっていくものと思います。

また、3年間利用実績がない制度については、何が悪いのか、どの要件が当てはまらないのか、一旦見直していただくことが必要だと思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

高田委員

主要施策成果報告書216ページの3番、顔認証決済システム導入事業についてですが、観光客の動向や本市への誘客効果を検証する社会実験を実施したということです。令和2年度、令和3年度と実施されていて、導入店舗が中心市街地で21か所、岩瀬地区で10か所ということですが、正直言

って、顔認証での決済を利用したという話は、私の周りではあまり聞こえてこないのです。例えばこの登録の仕方などをどのような形で市民や観光客に知らせていらっしゃるのか、まず教えてください。

観光政策課長 利用促進の取組に関しましては、利用契約や登録のキャンペーンを実施するとともに、ホームページや登録店舗でのPRなど、様々な機会を通じて行っておりました。

高田委員 実際に使える店舗が31か所あるわけですがけれども、そこでどのくらい使われたのかということは把握されているのですか。

観光政策課長 この社会実験に関しましては、先ほど委員がおっしゃいましたように令和2年10月から令和4年3月の1年6か月の期間で行っておりまして、登録者に関しましては432名、利用状況は延べ804件でございました。

高田委員 今、キャッシュレス決済などがいろいろ進んできていますけれども、顔認証システムまでと言われるとなかなか一もしかしたら、海外ではすごく進んでいるところもあるのかもしれないが一実際、この実証結果を受けて、

富山市としてどうしていくのかということ  
今後しっかり検討されていくのだと思います。  
決算ではないのですけれども、この結果をど  
のように評価して、今後どのように取り組ん  
でいくのかということは、ある程度考えてお  
られるのでしょうか。

観光政策課長 海外の先進国などでの導入はまだ少ないと伺  
っているのですが、中国では積極的に導入さ  
れているとも伺っています。  
日本におきましてもデジタル社会になりつつ  
ある中で、複数のIDやパスワードを利用す  
ることが日常的になっておりますので、情報  
漏れなどのリスクを考えると、顔認証決済シ  
ステム導入に向けた取組は、今後普及の可能  
性があるものではないかと考えております。  
やはり国が主導することで、富山市だけで  
なくより多くの自治体が導入することになり  
ますと、観光だけでなく、スーパーやコンビニ  
など、市民の方が繰り返し利用できる場所で  
普及する可能性もあると考えております。  
全国的に導入の機運が高まりを見せた際には、  
この社会実験が活かされてくるものと考えて  
おります。

澤田委員 主要施策成果報告書205ページの経営改善

指導費のとやま経営実践塾開催事業について、受講者の推移を教えてください。

商業労政課長

とやま経営実践塾につきまして、まず少し補足をしますと、令和元年度以前はグループ討議中心のコースと座学中心の2つのコースに分けた形で実施していましたが、令和2年度以降は感染予防対応として座学形式にて実施をしております。

加えまして、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から参加者が少数であったため、例年2つのコースであったものを1つのコースにまとめて実施しております。

受講者数の推移について、令和3年度につきましては、定員12名に対して受講者は11名でありました。令和2年度につきましては、実践座学コースは定員12名に対して受講者が8名、経営座学コースは定員12名に対して受講者が9名で、合計17名です。令和元年度につきましては、実践コースは定員12名に対して受講者が6名、座学コースは定員10名に対して受講者が10名、合計で16名の受講となります。

澤田委員

県や商工会議所、商工会等でも同じようなことをやっておられると思うのですけれども、

これを市が実施する意義をお聞かせください。

商業労政課長 類似した事業ということで、県が新世紀産業機構と連携して実施されているとやま起業未来塾や、商工会議所の創業ビジネススクール、商工会の創業塾などがありますが、これらは創業を中心とした経営に関する知識やノウハウを習得するような形であると伺っております。

経営支援という部分では、本市のとやま経営実践塾も重なる部分が全くないわけではありませんが、本市のとやま経営実践塾は、市内の中小企業者及び幹部職員を対象としている面や、経営能力の向上に加えて、異業種間交流による人的ネットワークの構築といった側面もありますので、事業の内容については他の事業とは異なると認識をしているところであります。

澤田委員 私も富山市の商工会に加盟していますがけれども、実際に中身を見ると、ほとんど同じような感じに見受けられるので、中身をしっかりと精査して、このまま継続するのであれば、充実したものにしていただきたいと思います。

高田委員 主要施策成果報告書182ページの富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金貸付事業について、奨学生決定人数は、令和2年度2人、令和3年度7人と大きく増えております。当然、働きながらキャリアアップを目指す方をどんどん支援していただきたいと思うのですが、令和3年度の予算額214万円に対して決算額は172万円の報告なのですが、仮に、例えば7人よりもっと多くの方が利用を希望されたときには、財源の確保というか、予算措置はどのようになるのですか。

職業訓練センター所長 昨年度末も予算が足りなくなる見込みがあったものですから、補正をさせていただきました。希望者はいきなり申請には来られず、大体電話などで相談があります。そういう場合は補正予算を要求しますし、昨年度も実績はあります。

高田委員 この制度が必要な方、申込みを希望されそうな方たちには一どこにどのような人がおられるのかということ把握して周知をしているのか、どのような形で行っていただけますか。

職業訓練センター所長 周知につきましては、市の広報へ毎年度掲載しております。あとは、職業訓練センターのホームページで年間を通して周知しております。

高田委員 人生100年時代と言われる中で、やっぱり皆さんにいろいろなキャリアアップを進めていっていただければと思うので、またその周知方法もしっかり検討していただきたいと思います。

澤田委員 主要施策成果報告書214ページのデザイン振興事業費ですが、富山デザインフェアの開催場所や告知方法について教えてください。

薬業物産課長 富山デザインフェアにつきましては、メイン会場の富山市民プラザ及びデザインサロン富山において開催しております。  
また、イベントの周知につきましては、まちなかのポスターパネルや城址公園前のポスターギャラリーにて掲出しているほか、「広報とやま」や市ホームページに掲載するとともに、SNSや「とほ活」アプリ等で情報の拡散も行っております。

澤田委員 入場者数の推移等は分かれますか。



薬業物産課長 入場者数の推移は、主要施策成果報告書214ページに記載の観覧人数というところに出ておりました、令和元年度2,038人、令和2年度1,383人、令和3年度1,176人でございます。

澤田委員 新型コロナウイルス感染拡大の関係もあるのかもしれません、入場者数はどんどん減っていているように見受けられますので、周知方法や開催場所等も検討の上、入場者数を増やす、もしくは予算を考えていくということをお願いしたいと思います。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、認定第1号中商工労働部所管分、認定第9号から認定第12号まで、以上5件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、商工労働部所管分の決算審査を終了  
いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 23 分 再開

分科会長 ただいまから経済環境分科会を再開いたしま
す。
これより農業委員会事務局所管分の決算審査
を行います。
認定第 1 号 令和 3 年度富山市一般会計歳入
歳出決算中、農業委員会事務局所管分
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

農業委員会事務局長 〔挨拶〕

農業委員会事務局次長 〔主要施策成果報告書及び委員会資料により
説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

大島委員 主要施策成果報告書 183 ページの（1）で

すが、農地法第18条に基づく農地の賃貸借の合意解約が、件数、面積とも令和2年度に比べてこれだけ増えている理由は何か教えてください。

農業委員会事務局次長 農地法第18条に基づく農地の賃貸借の合意解約が増加した理由といたしましては、利用権の解約によるものであります。これは利用権の貸付け期間の延長に伴う更新や、利用権の設定を対個人から、協力金の支援や固定資産税の軽減などのメリットがある対農地中間管理機構へ移行したことが要因として考えられます。

大島委員 更新の際に法人などへの貸付けに変更する場合、農地法第3条に基づく農地の権利設定・移転の許可の件数には反映されないということではよろしいのでしょうか。

農業委員会事務局次長 合意解約の後に利用権を再度結ばれば、利用権の設定になります。ただ、状況によっては、農地法第3条による権利移動があることも想定されると考えております。

舎川委員 同じく主要施策成果報告書183ページ(1)の農地法第4条・第5条一農地以外への転

用ということで、令和元年度から記載されていますが、こういったものに転用しているのか、手元の資料でわかりますか。

農業委員会事務局次長 令和元年度から令和3年度まで見ていただきますと、令和2年度が非常に落ち込んでいるという状況であり、令和2年度はやはり新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が縮小し、特に市街化区域内における住宅等の建築物の建設用地としての取引が減少したことによるものであります。

内容といたしましては、件数とすれば、やはり住宅敷地が一番多いと。駐車場や資材置場が2番目、住宅以外の建物敷地が3番目に多い理由となっております。

舎川委員 もう1点、(3)遊休農地に関する措置の結果の表の2段目、未解消の農地についてであります。面積として令和3年度は33.1ヘクタールとありますが、遊休農地に認定されて以降、何かに活用されているのかどうか、農業委員会で把握しておられますか。

農業委員会事務局次長 令和3年度に遊休農地認定をいたしました179人が所有する33.1ヘクタールにつきましては、利用意向調査を実施いたしまして、

自作や貸付けをしたいという希望を聞きました。特に農地中間管理機構に貸出しをしたいという方につきましては、農地中間管理機構と連絡を取って他の方へ貸し付けるという形を取っております。

実際、遊休農地になる土地につきましては、やはり整地されていないところがほとんどでございますので、御自分で次の担い手を探すということになってきますと、非常に難しい状況であると考えております。

中には、地域の方が協力し合って、景観作物などで解消している地域もございます。

大島委員 固定資産税の台帳が相続によって変わる場合、1月1日現在の名義で4月に変わりますが、農業委員会はいつ、どのような方法によってそれを把握するのでしょうか。

農業委員会事務局次長 固定資産税については、基本的に1月1日現在の所有者に対して課税されるということになっております。

農業委員会といたしましては、前年中に名義の変更があってそれが相続されたものについて、年度が替わりましてから資産税課から固定資産課税台帳の情報をいただきまして、農地台帳と照合して、所有者の変更をしている

という状況でございます。

大島委員 相続をされない場合は、「相続人ほか何名」という形になるのですが、その場合の対応をどうされているのかお聞かせいただけますか。

農業委員会事務局次長 相続をされない農地につきましては、当然ながら情報も変更はございませんので、資産税課の情報では相続されていないのですけれども、農地台帳のほうには「ほか相続人」と入力しております。
その農地が耕作されていないということであれば、当然、先ほどありました現地調査の対象に入れまして、もし遊休農地になっていれば認定をして、利用意向調査をさせていただくという形にしております。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、認定第1号中農業委員会事務局所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、農業委員会事務局所管分の決算審査
を終了いたします。

午前 11時36分 休憩

~~~~~

午後 1時08分 再開

分科会長 ただいまから経済環境分科会を再開いたしま  
す。  
これより、農林水産部所管分の決算審査を行  
います。  
認定第1号 令和3年度富山市一般会計歳入  
歳出決算中、農林水産部所管分、  
認定第13号 令和3年度富山市農業集落排  
水事業特別会計歳入歳出決算、  
認定第14号 令和3年度富山市公設地方卸  
売市場事業特別会計歳入歳出決算、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部次長 〔主要施策成果報告書及び委員会資料により

説明]

分科会長           それでは、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員           予算決算委員会資料7ページの公設地方卸売市場決算状況調べですが、歳入の公設地方卸売市場使用料が、この分科会の後に開催される経済環境委員会の委員会資料と数字が少し違うのです。予算決算委員会資料の7ページでは1億6,820万円余りのところ、経済環境委員会資料の5ページでは1億6,729万円余りなのですが、この違いについて一どちらが正しいのか、違いは何なのか教えていただけますか。

地方卸売市場次長   経済環境委員会資料5ページに記載している金額につきましては、施設使用料ということで、井水の使用料を含んでおりませんので、その分が少なくなっております。  
今回、予算決算委員会資料7ページに記載している金額につきましては、使用料及び手数料ということで、施設使用料だけではなくて、井水―地下水の使用料については、市場内事業者が実際に使っている分を市のほうに納めていただいて、市のほうから上下水道局へお



支払いしているのですけれども、その金額も使用料の区分になるものですから、それも含んだものとして1億6,800万円余りを計上しております。経済環境委員会資料5ページの施設使用料については、あくまで市場内事業者が施設を使うに当たっての面積割の使用料と売上高使用料だけを足した金額を掲載している関係から、およそ100万円の差が出ています。

大島委員 本年9月定例会の本委員会で施設使用料の条例改正を可決しましたが、この決算審査では改正前の条例に基づく金額ということで、この決算額のうち、月額の使用料にプラスされている売上高使用料は幾らか教えていただけますか。

地方卸売市場次長 令和3年度の決算額のうち、売上高使用料は2,880万円余りとなっております。

大島委員 令和元年度に包括外部監査を受けておられます。御存じかと思うのですが、この売上高使用料に対して、富山市公設地方卸売市場条例第60条の市長の認めるところによって使用料を減免することができるという部分が非常に不透明だという包括外部監査の非常に厳し

い意見があります。

本来は取るべき売上高使用料に対して減免されている額は分かるのですか。

地方卸売市場次長 全体として年間で約4,000万円弱です。

大島委員 四千何百万円という金額が書いてあって、これは本来入るべきものが入っていないというような指摘があったのですが、令和3年度に改善されたのでしょうか。

地方卸売市場次長 令和3年度もほぼ同額を減免しております。売上高使用料に対する減免でありますので、細かい金額については一定ではないのですが、それに近い額の減免をしております。

大島委員 包括外部監査では、減免の根拠や基準となるものがないと指摘を受けているのですが、これは令和元年度の監査で令和2年度に結果が出ていますから、この基準を令和3年度にきちんと設けられたのかどうかお聞きします。

地方卸売市場次長 減免に対する基準について、令和3年度においては策定しておりません。

高田委員 主要施策成果報告書187ページの農林水産

物をもっと！楽しモーキャンペーン事業について、予算に対する執行率が73.1%ということですが、クーポンを発行したことに対しての73.1%なのか、クーポンを利用されたことに対する73.1%なのか、どちらで捉えればいいのかちょっと分からなかったもので、教えてもらえますか。

農政企画課長 予算全体としては、クーポンの発行だけでなく、いろいろな事務費などもかかっています。発行枚数に対する使用枚数は77%ほどだったものですから、23%余りが支払わなくて済んだ部分になります。

高田委員 参加店舗数は令和2年度が125店舗で、令和3年度が109店舗と減っているのです。新型コロナウイルス感染拡大の影響などで採用されなくなった店舗もあるのだと思いますが、せっかくこのキャンペーンを打ち出して、市民の皆さんに活用してもらいたいということなので、店舗をもっと増やす努力や発信など、工夫された点が何かあれば教えてもらえますか。

農政企画課長 利用者の増という部分で言いますと、令和2年度は利用率が60%余りだったものが、今、

委員が言われたように、いろいろなPRなどをして、令和3年度は77%まで上がりました。

ちなみに、今年度もこの事業を実施しております。昨年度は1万5,000人の募集に対し1万4,429人の応募で、1万5,000人には満たなかったのですが、今年度は1万5,000人の募集に対して2万2,792人の応募がありました。当然いろいろなPRもしていますが、皆さんの利用したいという意識が非常に高くなっていますので、利用率については上がっていくのではないかと考えております。

また、去年は補正の関係などもあって冬の時期にキャンペーンを実施したのですが、今年度は当初予算に計上できたものですから、始まりが10月からと秋のいい時期に動いていますので、利用率が上がっていくものと期待しております。

高田委員

主要施策成果報告書189ページの農林水産物ワンデージャックフェスタ事業について、令和3年度の決算額は800万円とありますが、令和2年度の決算額には金額が書いてありません。令和2年度は来場者数もすごく多くて、このとき私も岩瀬地区から全部のエリア

アを歩いて、すごくにぎやかだったのを覚えているのですけれども、ここに決算額が上がってきていないのはどういう事情があるのか説明いただけますか。

農政企画課長 令和2年度はこの事業が農業振興対策事業費の中に含まれていたのですが、令和3年度から農林水産物プロモーション推進事業費として分かれたものですから、この欄に記載することができなかったものです。ちなみに、令和2年度の決算額は700万円でした。今、委員も令和2年度に開催したときに見てこられたという話をされておりましたけれども、イベントの場所としては、令和2年度は岩瀬地区と富山駅周辺、グランドプラザ周辺で開催したのですが、令和3年度は富山駅周辺と環水公園、総曲輪レガートスクエアで開催しておりました。こういう時期なものですから、なかなか同じ場所が取れないこともあります。今年は11月6日にまた同じような形で開催したいと思っていますのですが一総曲輪レガートスクエアの周辺でもトランジットモールなどと連携した形で開催できていたので、昨年度もかなりにぎやかだったかなと感じております。

舎川委員 主要施策成果報告書51ページ(7)イの森林整備について、森林管理に必要な林道等の林業生産基盤の整備に努められたと書いてありますが、先ほどの委員会資料2ページの説明において、林業振興費の中で不用となったものとして林業構造改善事業費を挙げられました。これは国の事業に採択されず見送ったものとおっしゃいましたが、採択が見送られた理由が何かあれば教えていただけますか。

森林政策課長 このときは、婦負森林組合のほうでハーベスタという高性能林業機械を申請したのですが、そういった機械を入れることによって作業効率がどれだけ上がるのかということで国のほうで優先順位をつけられた結果、優先順位が低く、採択にはならなかったということです。

舎川委員 これは、予算の立てつけ上、先に予算化しておいて、国の事業で採択されなければ見送りになっていくという仕組みでよかったですか。

森林政策課長 おっしゃるとおりです。国のほうで3分の1の補助が出ますが、それがつかなかった時点で、婦負森林組合ではそこまで自分たちでお金を出して導入することはできないということで、予算の執行が見送られたということで

す。

舎川委員 委員会資料2ページ、八尾ゆめの森管理費も不用になったと。その経緯を教えてくださいてもよろしいですか。

農林事務所 農地林務課長 こちらは昨年12月議会で議決をいただいております。そのときは、令和3年10月までの経営状況から資金不足になる可能性があるということを経営計算しまして、貸付金として3,500万円の補正予算を議決していただいたのですが、その後、経営が少し元に戻ってきましたので、株式会社八尾サービスとしては要らないということで、使わなかったものです。

舎川委員 次に農地災害復旧事業費について、先ほどの説明をちょっと聞き逃したのかもしれませんがけれども、災害復旧に至らなかったと御説明いただきましたが、経緯などをもう一回教えてくださいてもよろしいですか。

農林事務所 農地林務課長 災害復旧につきましては、事業化されなかったということではございません。あくまでも工事ですから、災害が起きても当然分からないところもあるので、その中で工

事に係る予算の執行まで至らなかつたり減額変更になつたりしたということです。

大島委員 本当に基本的なことですが、委員会資料7ページの公設地方卸売市場事業特別会計への一般会計からの繰入金については、営業費用の30%及び元利償還金の2分の1までが基準となっております。歳出のほうでそれを計算すると1億2,000万円ぐらいだろうと思うのですが、この基準を幾らで計算していらっしゃるのか教えていただけますか。

地方卸売市場次長 令和3年度の繰入金のうち、基準額ということによろしいですか。  
令和3年度につきましては、1億400万円余りが繰入れ基準内の金額で、超過分はその差引きで2,300万円余りと認識しております。

大島委員 包括外部監査でも、平成30年度は繰入れ基準額を66万4,000円オーバーしたと指摘されているくらいで、今それよりも少し大きい金額が聞こえたような気がしますけれども、それに対してはどういう感覚で一オーバーしてもやむを得ないと思っていられるのかどうか、お聞かせいただけますか。



地方卸売市場次長 現在、繰入れ基準額を超えている部分につきまして、大きな理由は市場再整備を行っている影響でございます。市場再整備は数十年に一度の大きな事業でございます。通常の市場運営費の繰入金の範疇ではなかなか対応できないものと考えております。

大島委員 市場再整備を除いた場合には、繰入金額は幾らぐらいなのでしょう。

地方卸売市場次長 細かい数字は持ち合わせていないので、あくまで参考として申し上げますと、市場再整備を始めたのが平成30年度で、令和元年度、令和2年度あたりからアドバイザー契約等を始めているのですけれども、それ以前の平成29年度までは繰入れ基準額の枠内に収まっていた。

大島委員 令和3年度は繰入れ基準額を大きくオーバーしておりますが、この再整備事業によって、いつまでオーバーする状態が続くのでしょうか。見込みをお聞かせいただけますか。

地方卸売市場次長 繰入金につきまして今後の見込みを申し上げますと、今回の再整備に係る整備費も含めて、建物の賃借料という形で毎年一定額を払って

いくスキームとなっております。建設後の何年間かで一気に払うのではなくて、そこから30年間の事業期間内に毎年賃借料を払うという形でありますので、繰入れ基準を超える分が発生する状態は、その期間ずっと続くものと考えております。

分科会長           ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、認定第1号中農林水産部所管分、認定第13号、認定第14号、以上3件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           意見の表明なしと認めます。

以上で、農林水産部所管分の決算審査を終了いたします。

これで、当分科会に送付されました全案件の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告につきましては、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            それでは、そのように取り計らいます。  
                         これをもって、予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。

令和4年10月11日  
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 泉 英 之

署名委員 舎 川 智 也

署名委員 高 田 真 里